

災害に備えていまできる準備をしておきましょう！

～避難行動要支援者名簿情報の提供や個別避難計画の作成について～

～いまできること①～

「避難行動要支援者名簿」情報に関して、平常時から
避難支援に関わる方へ情報提供することに同意しておきましょう。

まずは、自分が支援を必要としていることを
周りの方に知っておいてもらうことが大切です。



「避難行動要支援者名簿」とは、

災害時に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、名簿情報を避難支援に関わる関係者に提供して、避難支援などに活用するものです。

■ 名簿の対象者

対象者は、以下の要件に該当する方です。

※施設入所者や長期入院の方は対象外となります

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳の第1種及び第2種の1級・2級を所持する方
（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持している方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している方
- オ 難病患者で、岡山県が作成する難病患者災害時要援護者リストに掲載された方
- カ アからオに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した方
- キ アからオに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった方
※「カ」、「キ」の要件に基づき名簿掲載を希望する場合は、本人等から市へ名簿掲載申請書を提出してください。

■ 名簿に記載される情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号又はその他連絡先、
避難支援等を必要とする理由（介護認定、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病指定の有無）など ※等級は掲載しません

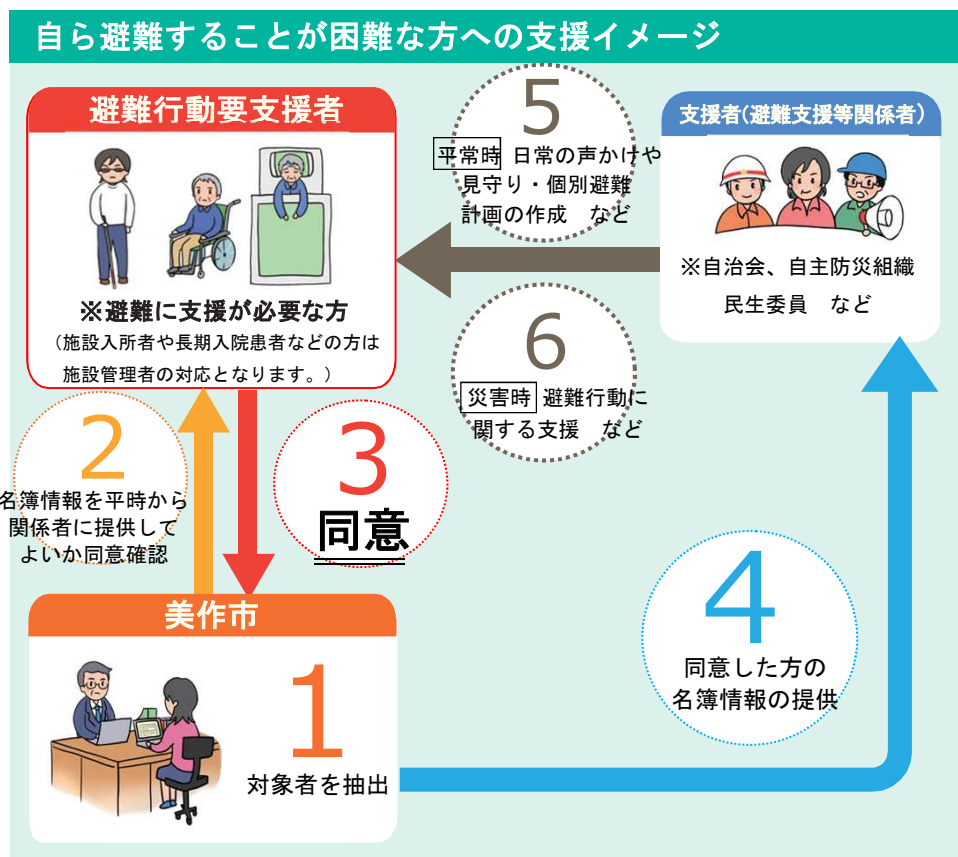
■ 名簿情報の提供先（避難支援等関係者）

自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、
美作市消防本部、美作市消防団、岡山県警察

※災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、同意の有無に関係なく
情報を提供することがあります。

■ 名簿の作成から活用までの流れ

- ① 市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ② 市から対象者に対して、平常時から関係者へ名簿情報を提供することについての、同意を確認。
- ③ 対象者から市へ同意書を提出。
- ④ 同意していただいた方の名簿情報を、避難支援等関係者に提供。
- ⑤ 平常時は見守りや個別避難計画の作成等に活用。
- ⑥ 災害時は、避難行動の支援や安否確認などに活用。



～いまでできること②～

災害時の避難支援者や避難先などについて、「個別避難計画」を作成し、地域の関係者と計画の内容を共有しておきましょう。

ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えておくことが大切です。



「個別避難計画」とは、

災害時に『どこへ』『誰と』『どのように』避難するなど、具体的な避難行動を決めておき、災害に備えるための計画です。

■ 計画作成の対象者

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意をされた方

■ 計画の内容

避難行動要支援者名簿の情報のほか、避難支援者や避難先、避難経路等を記載します。

■ 計画作成へのご協力をお願い

自主防災組織や自治会などの地域の関係者の方を中心に、民生委員や社会福祉協議会の福祉関係者にもご協力いただきながら、地域での計画作成を進めていただきます。

計画作成に必要な範囲で、こうした方々がご自宅などへ訪問させていただく場合がありますが、災害に備えるための計画作成の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■ 作成した計画の共有

地域で作成した計画は市に提出していただきます。

市は、要支援者の迅速かつ効率的な避難に結びつけるために、同意を得られた方の計画情報を避難支援等関係者へ共有します。

～いまでできること③～

災害時の避難や家庭での備蓄などのポイントを知り、

ご家庭でできる備えをしておきましょう！

防災に関する知識を身に付け、
ご家庭でできる備えをしておくことが大切です。



◆美作市防災マップでご自宅等の危険性を確認しておきましょう

○美作市防災マップには、土砂災害警戒区域等や洪水浸水想定区域のほか、避難場所等を確認できます。

○防災マップで、自宅や地域の災害リスク（土砂災害警戒区域や想定される浸水の深さなど）や避難場所などを確認しておきましょう。



<美作市防災マップの確認方法>

各世帯に配布している美作市防災マップ（冊子）のほか、美作市のホームページでも確認できます。



美作市防災マップ

◆避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう。

災害が差し迫り避難が必要になった場合、美作市から避難情報を発令します。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

「警戒レベル4 避難指示」

で危険な場所から  
全員避難しましょう！

避難に時間がかかる高齢者や  
障がいのある人、その支援者は

「警戒レベル3 高齢者等避難」

で危険な場所から  
早めに避難を開始しましょう！

## ◆防災情報を入手しましょう



### ●テレビ

各チャンネルでリモコンの〔d〕ボタンを押して、気象情報等を見ることができます。

### ●ラジオ

乾電池などで動くラジオを用意しておく、インターネットが繋がらないときや、停電のときでも情報を入手することができます。

### ●告知放送

市からの避難情報や防災情報、Jアラートを通じた緊急情報をお伝えします。

### ●美作市一斉メール

事前登録しておくことで防災情報を受け取ることができます。

### ●美作市公式アプリ「みまさかonline」

防災情報を受け取ることができます。事前のダウンロードが必要です。

### ●おかやま防災情報メール

事前に登録することで、気象情報などをリアルタイムで受信できます。



## ◆非常持出品や備蓄品を、準備しておきましょう。

### ●非常持ち出し品の準備

避難先で1～2日間過ごす時に必要なものを、両手の自由がきくリュックサックなどにまとめて、すぐに持ち出せるところに置いておきましょう。

【例】食べ物、飲み物、現金、携帯ラジオ、懐中電灯、モバイルバッテリー、着替え、医薬品、洗面用具、マスク など

### ●備蓄品の準備

大きな災害が発生した時には、電気、水道、ガス、トイレなどが利用できなくなるおそれがあります。

災害発生から3日間（できれば1週間）は自力で生活できるように、水や食料、簡易トイレなど、生活に必要なものを準備しておきましょう。



【お問い合わせ】 美作市危機管理室

電 話 0868-72-1111

F A X 0868-72-6367



## ～避難行動要支援者名簿に関するQ＆A～

### 問 なぜ、名簿を提供する必要があるのですか？

災害時に、避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近所の方などが知らないと、いざという時の支援が間に合いません。大災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられるため、地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

### 問 同意をすれば、必ず助けてくれるのですか？

災害発生時に地域等から避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援者本人やその家族等の安全が確保された上で、可能な範囲で実施するものとなりますので、支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を負うものでもありません。

### 問 施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。施設への入所や、長期入院している方は、施設や病院での支援が受けられるため、名簿の対象者とはしていません。

### 問 個人情報が多く知られるのではないかと不安なのですか？

同意をされた方の名簿情報を提供する避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されています。また、個人情報厳重に管理されるよう、本市と提供先との間で、個人情報の取扱いについて必要な手続きをします。

### 問 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？

平常時からの避難支援等関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生または発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することがあります。

### 問 毎年同意をする必要があるのですか？

一度同意された方については、毎年同意をしていただく必要はありません。本人や法定代理人などから同意の取消の申請がない限り、避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。

### 問 同意をしないと、災害時に支援を受けられないのですか？

支援を受けられないということはありませんが、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を保有しておくことで、緊急時に対応しやすくなります。

## ～個別避難計画に関するQ & A～

### 問 個別避難計画は、必ず作成しなければならないの？

必ずということではありませんが、個別避難計画は、名簿情報に加えて、避難場所や避難経路、支援の内容など具体的な内容を記載していますので、緊急時の対応がしやすくなります。

### 問 個別避難計画は、誰が作成するのですか？

自主防災組織や自治会などの地域の関係者の方を中心に、民生委員などの福祉関係者にもご協力いただきながら、地域での計画作成を進めていただきます。計画作成に必要な範囲で、こうした方々がご自宅などへ訪問させていただく場合がありますが、災害に備えるための計画作成の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

### 問 作成が完了した個別避難計画は誰が持っておくのですか？

作成した計画書は、美作市危機管理室へご提出いただきます。市は、要支援者の迅速かつ効率的な避難に結びつけるために、同意を得られた方の計画情報を避難支援等関係者へ共有します。

### 問 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。災害時には避難支援者の不在や被災等により避難支援を行えない可能性があります。

### 問 避難支援者は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

避難支援者の方にはお願いするのは、あくまでご自身や家族等の安全が確保された上で、可能な範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。